

令和6年度

岩手山麓農業水利事業

南北分水工管理棟建築設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局岩手山麓農業水利事業所

第 1 章 総 則

（適用範囲）

第 1－1 条 岩手山麓農業水利事業 南北分土工管理棟建築設計業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築設計業務委託共通仕様書」（以下、「建築共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

（目 的）

第 1－2 条 本業務は、国営岩手山麓農業水利事業により造成された施設の管理に必要な管理棟の設計を行うものである。

（場 所）

第 1－3 条 本業務において対象とする南北分土工管理棟の建設予定地は、岩手県滝沢市大崎地内であり、別図 1「位置図」に示すとおりである。

（業務概要）

第 1－4 条 本業務の概要は次のとおりである。

- | | |
|---------------|----|
| （１）基本設計に関する業務 | １式 |
| （２）実施設計に関する業務 | １式 |
| （３）積算業務 | １式 |

（土地への立ち入り等）

第 1－5 条 作業実施のための土地立ち入り等は、設計共通仕様書第 1-16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

（低入札価格契約における第三者照査）

第 1－6 条

- １．別紙 2 に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11条照査技術者」及び「設計共通仕様書第 1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。
- ２．第三者照査の企業に要求される資格
 - （１）予決令第 98条において準用する予決令第 70条及び第 71条の規定に該当していないこと。
 - （２）東北農政局において、令和 5・6 年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

(3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 設計共通仕様書第 1-30条守秘義務を遵守できるものであること。

(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4. 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5. 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 5－1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7. 第三者照査の照査技術者の AGRIS登録

設計共通仕様書第 1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8. 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（一般事項）

第 1－7 条 業務請負契約書及び設計・建築共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりとする。

(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図

るものとする。

(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。

(3) 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(管理技術者)

第1－8条 管理技術者は、次の資格を有するものとする。

資 格	備 考
一級建築士又は二級建築士	

(担当技術者)

第1－9条 担当技術者は、設計共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－10条 設計共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－11条 受注者は、設計共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条 設計の基本事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月
1	建築設計基準	国土交通省大臣 官房官庁営繕部	最新版
2	建築設計基準の資料	国土交通省大臣 官房官庁営繕部	最新版
3	建築構造設計基準	//	//
4	建築構造設計基準の資料	//	//
5	建築工事標準詳細図	//	//
6	建築設備計画基準	//	//
7	建築設備設計基準	//	//
8	木造計画・設計基準	//	//
9	木造計画・設計基準の資料	//	//
10	公共建築工事標準仕様書	//	//
11	公共建築木造工事標準仕様書	//	//
12	公共建築設備工事標準図（建築工事編）	//	//
13	公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	//	//
14	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	//	//
15	公共建築工事積算基準	//	//
16	公共建築工事標準単価積算基準	//	//
17	公共建築数量積算基準	//	//
18	公共建築設備数量積算基準	//	//
19	公共建築工事共通費積算基準	//	//
20	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	//	//

（設計条件）

第 2－2 条 設計作業における設計条件は、次のとおりである。

- （1）管理棟の床面積 160m² 程度
- （2）建築物の構造 木造 2 階建て
- （3）外構整備 構内舗装、排水溝等

（参考図書）

第 2－3 条 設計作業の参考にする図書は、特別仕様書第 2－1 条によるほか次によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月
1	公共建築物における木材利用の導入ガイドライン	国土交通省大臣 官房官庁営繕部	平成 25 年 6 月

（貸与資料）

第 2－4 条 貸与資料は、次のとおりとする。

番号	貸 与 資 料	数量
1	令和 3 年度 南北分木工付帯施設設計業務報告書	1 部
2	令和 2 年度 南北分木工測量設計業務報告書	1 部

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 2－5 条 第 2－3 条、第 2－4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）記載事項に相互の矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）適用する図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 設 計 作 業 内 容

（作業項目及び数量）

第 3－1 条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、作業の詳細は別紙 1 「作業項目内訳表」に○印で該当項目を示す。

作業項目	数量	備 考
1. 基本設計に関する業務	1 式	
2. 実施設計に関する業務	1 式	
3. 積算業務	1 式	

（作業の留意点）

第 3－2 条 設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。

- （1）作業を実施するにあたり、行政機関等からの資料を収集する場合は、事前に監督職員に通知するものとする。
- （2）電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- （3）第 2－3 条、第 2－4 条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （4）施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- （5）当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や

新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNID）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

- ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNID）については、

<https://www.nn-techinfo.jp>を参照。

- ・新技術情報システム（NETIS）は

<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>を参照。

（６）数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。

なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

- ・「工事工種の体系化」は

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyuを参照

（７）農林水産省木材利用推進計画（平成 22 年 12 月策定）において、コストや技術の面で木造化が困難である場合を除き、原則として全て木造化を図るとともに、低層

・高層に関わらず内装等の木質化を推進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意するものとする。

（８）管理棟の耐震設計は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年制定）に基づき行うものとする

（業務写真における黒板情報の電子化）

第 3－3 条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（１）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によ

るものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第４章 業務管理

（情報共有システム）

第４－１条 設計共通仕様書第１－２条（２）による情報共有システムについて、次に示すとおりとする。

- （１）本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- （２）情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- （３）受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第５章 打 合 せ

（打合せ）

第５－１条 設計共通仕様書第１－１０条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第２回 中間打合せ（設計条件等の整理段階）

第３回 中間打合せ（基本設計方針の策定段階）

第4回 中間打合せ（実施設計方針の策定段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第 1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成 果 物

（成果物）

第6－1条 成果物を設計共通仕様書第 1 -17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- （1）成果物の電子媒体（CD-R若しくは DVD-R）：正副2部
- （2）成果物の出力：1部（電子媒体の出力。市販の A -4版ファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第6－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県滝沢市篠木待場 80番地
東北農政局岩手山麓農業水利事業所

第7章 契 約 変 更

（契約変更）

第7－1条 業務請負契約書第 17条から第 20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- （1）第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- （2）第5－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- （3）第6－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- （4）履行期間に変更が生じた場合。
- （5）関係機関等対外的協議などにより、業務計画等に変更が生じた場合。
- （6）構造をRC造等とする必要が生じた場合
- （7）基礎地盤調査が必要となった場合
- （8）計画通知又は建築確認申請に関する手続き業務を変更追加する場合

- (9) 概略工事工程表の作成を変更追加する場合
- (10) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(技術提案書の取扱い)

第8－2条 技術提案書及び技術提案内容は、秘匿を要する入札関係書類となることから、業務計画書にそのまま直接転記し記述することや業務計画書の添付資料として監督員等発注者に提出することがないよう留意する。

また、受注者は技術提案内容を適切かつ確実に業務計画書に反映し業務を実施するとともに、完了検査時に技術提案内容の履行状況を確認できる資料を1部準備し、検査官の確認を受けるよう留意するものとする。

別紙 1

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 基本設計に関する業務		
発注者から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して、令和6年国土交通省告示第8号（以下、「告示第8号」という。）別添一第一号の「一 基本設計に関する標準業務」ロ（1）に掲げる成果図書を作成するために必要な業務		
1-1 設計条件等の整理		
(1)条件整理	耐震性能や設備機能の水準など発注者から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。	○
(2)設計条件の変更等の場合の協議	発注者から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求め又は発注者と協議する。	○
1-2 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ		
(1)法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。	○
(2)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	○
1-3 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		
基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。		○
1-4 基本設計方針の策定		
(1)総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。	○
(2)基本設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。	○
1-5 基本設計図書の作成		
基本設計方針に基づき、発注者と協議の上、基本設計図書を作成する。		○
1-6 概算工事費の検討		
基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。		○
1-7 基本設計内容の発注者への説明等		
基本設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。		○
2. 実施設計に関する業務		
工事施工者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として、告示第8号別添一第一号の「二 実施設計に関する標準業務」ロ（1）に掲げる成果図書を作成するために必要な業務		
2-1 要求等の確認		
(1)発注者の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。	○
(2)設計条件の変更等の場合の確認	基本設計の段階以降の状況の変化によって、発注者の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。	○

作業項目	作業内容	作業実施欄
2-2 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ		
(1)法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。	○
(2)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	○
2-3 実施設計方針の策定		
(1)総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。	○
(2)実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議して合意に達しておく必要があるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。	○
(3)実施設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に説明する。	○
2-4 実施設計図書の作成		
(1)実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様並びに工事材料、設備機器等の種別及び品質並びに特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。	○
(2)建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。	○
2-5 概算工事費の検討		
実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。		○
2 6 実施設計内容の発注者への説明等		
実施設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。		○
3. 積算業務		
成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務		
3-1 積算業務		
(1)積算数量算出書の作成	工事の積算に係る詳細な数量計算を行う。	○
(2)単価作成資料の作成	工事の積算に必要な各工種の単価（見積単価含む）について、詳細な資料の作成を行う。	○
(3)見積収集	工事発注にあたり、見積が必要な歩掛及び資機材について、5者を基本とした見積徴集及びその整理を行う。	○
(4)見積検討資料の作成	工事発注にあたり、見積が必要な歩掛及び資機材の見積徴集用資料の作成を行う。	○

別紙2（第1－6条、第5－1条関連）

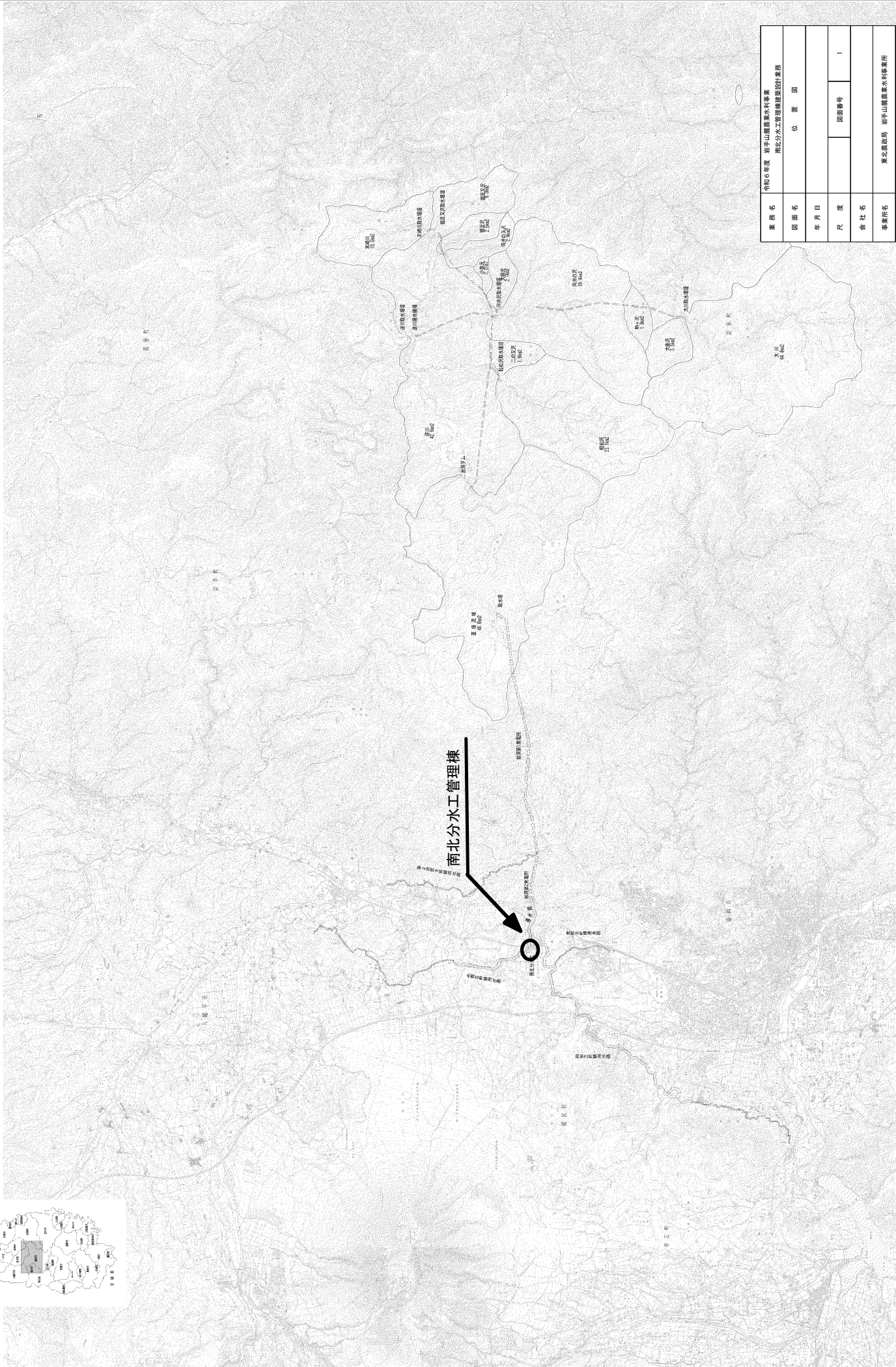
【割合】

予定価格算出の基礎となった同表 A～Dまでに掲げる額の合計額に 100分の 110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、建築関係の建設コンサルタント業務に係る契約については、その割合が 10分の 8を超える場合にあっては 10分の 8とし、10分の 6に満たない場合にあっては 10分の 6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント （建築に関するもの）及び建築士事務所	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の 6を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6を乗じて得た額

南北分水工管理棟建築設計業務

別図 1 「位置図」



業務名	令和6年度 県山形県東水利事業 南北分水工管理棟設計業務		
図面名	位置図		
年月日			
尺度		図面番号	1
会社名			
事務所名	東北建設局 山形県東水利事業所		